

あつぎ応援寄附金の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市を愛し、応援しようとする個人又は団体（以下「寄附者」という。）から寄せられた寄附金（以下「あつぎ応援寄附金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(寄附金の申込み)

第2条 あつぎ応援寄附金を寄附しようとする寄附者は、次の各号に掲げる寄附者の区分に応じ、当該各号に定める方法により申込みを行うものとする。

- (1) 個人である寄附者 あつぎ応援寄附金寄附申出書又はインターネット上の所定の申込フォーム
- (2) 団体である寄附者 あつぎ応援寄附金寄附申出書

(寄附金の使途の指定等)

第3条 寄附者は、自らのあつぎ応援寄附金の使途を、次に掲げる事業のうちから、あらかじめ指定することができる。

- (1) 社会福祉に関する事業
- (2) こども育成に関する事業
- (3) 安心・安全なまちづくりに関する事業
- (4) 自然と共生するまちづくりに関する事業
- (5) 文化芸術振興に関する事業
- (6) スポーツ振興に関する事業
- (7) 学校教育・学校施設に関する事業
- (8) 健康づくりに関する事業
- (9) 地域医療・病院整備などに関する事業
- (10) 防災対策・災害支援に関する事業
- (11) 市民協働推進に関する事業
- (12) 観光振興・シティプロモーション・定住促進に関する事業
- (13) 国際交流に関する事業
- (14) 経済的に就学困難な生徒等への支援事業
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市が緊急的に実施する事業

2 寄附者が前項の規定による指定をしないときは、市長がその指定を行うこととする。

(寄附者に対する返礼等)

第4条 市長は、あつぎ応援寄附金の納入を確認した後、次の各号に掲げる寄附者の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付することができる。

- (1) 5千円以上の額を寄附した個人である寄附者又は1万円以上の額を寄附した団体である寄附者 礼状及び返礼品
- (2) 前号に掲げるもの以外 礼状

(寄附金の辞退等)

第5条 市長は、公序良俗に反するものと認められる場合においては、あつぎ応援寄附金の受入れを辞退、又は受領したあつぎ応援寄附金を返還することができる。

(寄附金台帳の作成)

第6条 財政主管課の長は、あつぎ応援寄附金の適正な管理を図るため、あつぎ応援寄附金台帳を作成しなければならない。

(運用状況等の公表)

第7条 市長は、あつぎ応援寄附金の運用状況等をホームページで公表するものとする。

(庶務)

第8条 この要綱に関する庶務は、財政主管課において処理をする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。